

厚木市一般廃棄物処理基本計画 概要

第1章 計画策定に当たって（P1～P4）

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、資源の消費拡大によるごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷の増大などが課題となっており、こうした社会情勢から脱却するため、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進と廃棄物の適正処理を行うことによる持続可能な循環型社会の構築を目指してきました。

国際的にも、持続可能な世界を目指し、SDGs（持続可能な開発目標）が国連において採択され、SDGsの掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。

本市では、平成26（2014）年度に現在の厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」という。）を策定し、「持続可能な循環型社会の実現」を基本目標として、ごみの減量化・資源化に取り組み、循環型社会の実現を目指してきましたが、現時点では、目標年次である令和2（2020）年度中の目標達成が難しい状況です。

旧計画の計画期間が令和2（2020）年度をもって満了することから、これまでの取組を総括するとともに、現状を分析し、より一層のごみ減量化・資源化を進めるため、旧計画とは考え方を変え、具体的に本市という「まち」を「循環型都市」として発展させていくことを目指し、新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、旧計画策定以降のごみ処理を取り巻く社会情勢などを踏まえ、一般廃棄物の処理について、現状の課題を抽出、分析するとともに、その課題の解決に向けて市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市が一体となって取り組み、循環型都市の実現を目指します。

生活排水処理については、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題であり、合併処理浄化槽による生活排水の適正な処理により豊かで快適な水環境及び生活環境を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第8条第1項に基づいて策定します。

また、第10次厚木市総合計画及び第5次厚木市環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であることから、各計画と整合性を図ります。

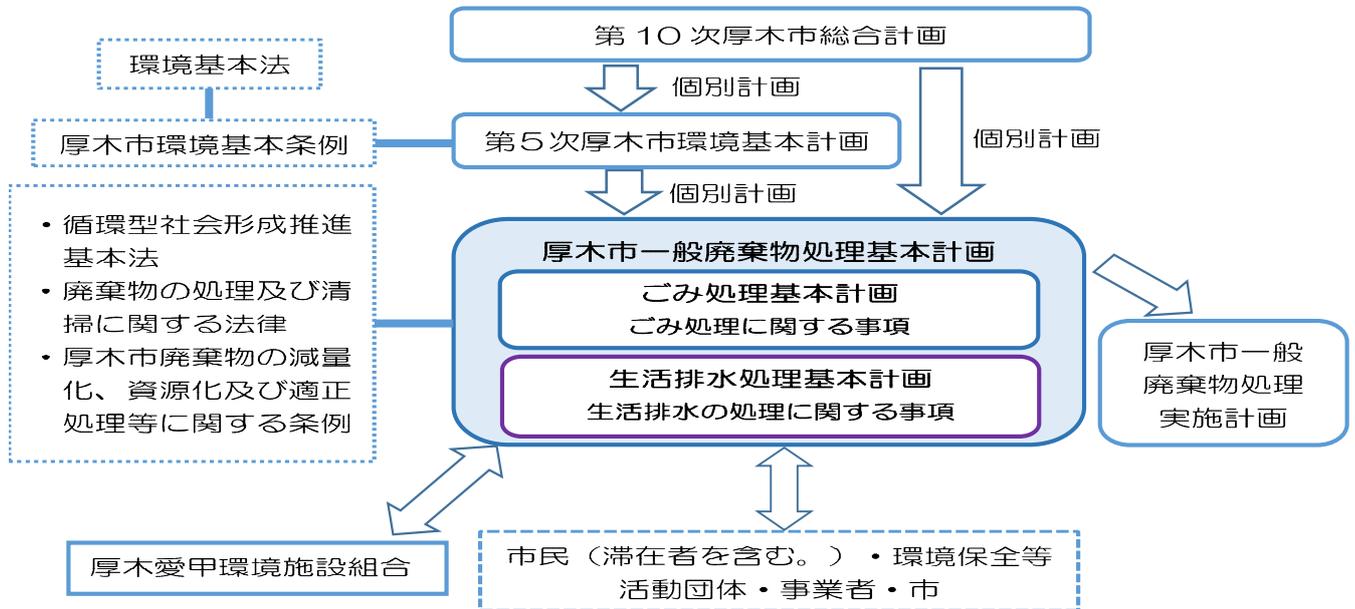


図 計画の位置付け

3 計画期間

令和3（2021）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの6年間の計画期間としますが、必要に応じて計画の見直しを行います。

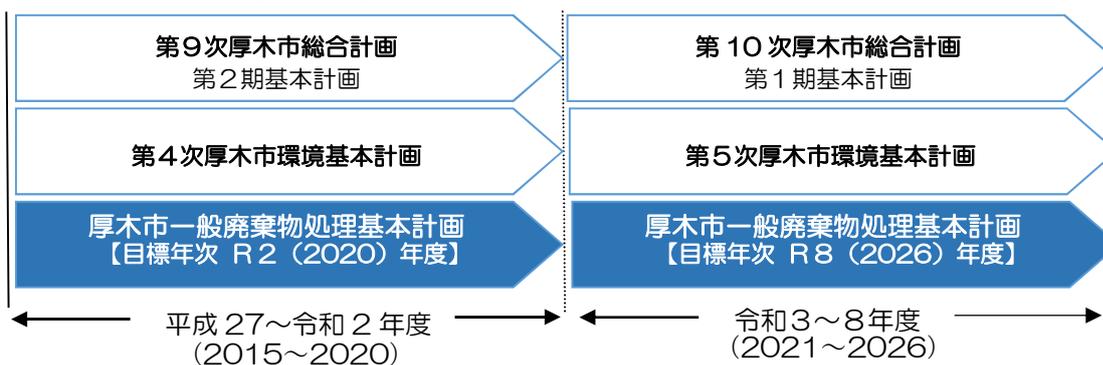


図 計画期間のイメージ

4 対象区域及び廃棄物の範囲

対象区域は、本市の区域全域とし、廃棄物の範囲は次のとおりです。

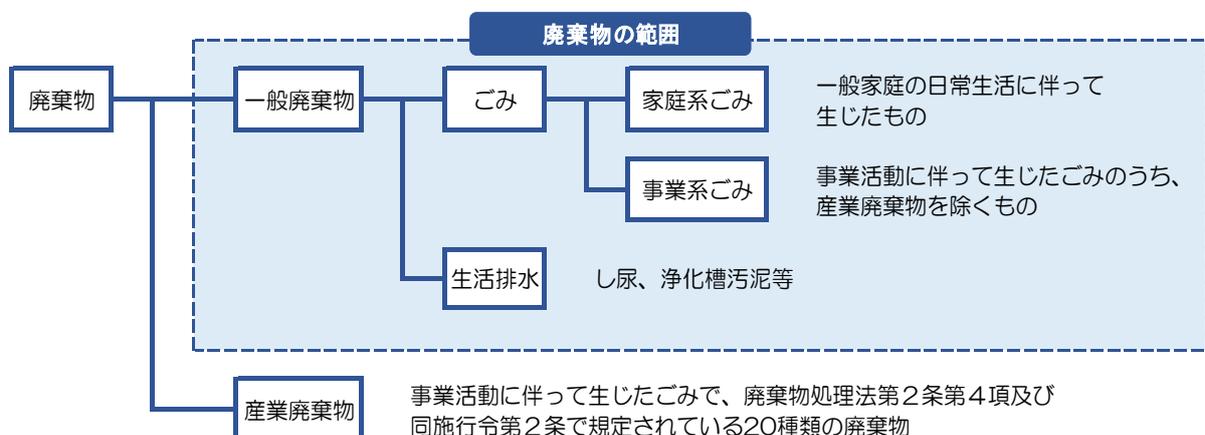


図 廃棄物の範囲

第2章 ごみ処理基本計画（P5～P95）

1 循環型社会形成に向けた現状と課題

(1) 循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向

循環型社会の形成に関連する国及び県の法、計画などを示します。

(2) 循環型社会形成に向けた本市の現状

ア 人口・世帯数

令和元（2019）年10月1日現在の市の人口は224,677人であり、近年は横ばいで推移しています。世帯数は、増加傾向で推移しているものの、1世帯当たりの平均人数は、平成27（2015）年度以降、減少傾向で推移しており、夫婦のみの世帯や単身世帯などが増加傾向です。

イ 産業

産業構造について、平成28（2016）年の就業者数は147,906人であり、内訳を見ると、第一次産業は191人、第二次産業は28,317人、第三次産業は119,398人となっています。平成28（2016）年度における事業所数及び従業者数は、「卸売業、小売業」が最も多く、事業所数は23.3%、従業者数は15.5%を占めています。

また、産業（大分類別）から人口1人当たりの事業所数及び従業者数を指数で求め、県内19市で比較したところ、本市が最も高いことから、事業活動が活発に行われており、そのため事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

ウ 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率について、平成27（2015）年度の結果から、115.6%となっています。県内19市で比較すると、最も高くなっていることから、市外から市内の事業所に勤務している人が多く、消費活動が増加することで事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

エ 入込観光客数

入込観光客数について、1泊以上宿泊した宿泊客数はほぼ横ばいであり、日帰り客数が減少傾向となっています。また、入込観光客数と観光客消費額から観光客1人当たりの消費額及び飲食費を求め県内他市と比較すると、どちらも高いことが分かり、本市に訪れた観光客が、本市内で買物や飲食をする機会が増えていると考えられます。その反面、市内で飲食をする機会が多くなることで、事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

オ 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップ

本計画の策定に当たって、本市のごみの減量化・資源化の現状と課題を抽出し、超高齢社会に対応したごみの収集方法などを検討することを目的に、平成28（2016）年8月から平成29（2017）年7月まで、全9回にわたりワークショップを実施しました。ワークショップにおいて討議を行い、ごみの出し方、集積所の管理、ごみの減量、ごみの資源化及び望ましいごみの収集方法について、提言をいただきました。

カ 市民・事業者の意識調査（アンケート）

本計画の策定に当たって、市民向け及び事業所向けのアンケートを行い、市民向けアンケートの回収数は、1,122人で回収率は37.4%となっています。事業所向けアンケートの回収数は113事業者で回収率は37.7%となっています。市民向けアンケート結果では、3Rの意味を知らないと答えた割合が55.6%、ごみの減量について関心があると答えた割合が91.3%、ごみの資源化について関心があると答えた割合が88.4%、食品ロスという言葉を知ったことがあり、言葉の意味も知っているとして答えた割合が88.9%、ごみの減量化・資源化に関する情報を広報あつぎから得ていると回答した割合が58.6%などとなっています。事業者向けアンケート結果では、事業者の排出者責任について、法律の規定を含め、十分に認識していると答えた事業者が61.9%、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いを知っていると答えた事業所が56.6%となっています。

キ 本市のごみ処理体制

本市のごみ処理体制について、家庭系ごみは、もえるごみ、不燃資源物（もえないごみ：金物類・ガラス類）、粗大ごみ、資源の4分別で収集を行っています。環境センターのごみ焼却施設から出る焼却残渣^{ざんさ}などの最終処分については、市内に最終処分場がないため、委託により県外で処分しています。

ク ごみの排出量の推移

本市のごみ総排出量の推移について、平成26（2014）年度は76,566 tであり、平成27（2015）年度に微増したのち、減少傾向で推移しています。市民1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は932gでしたが、平成30（2018）年度には898gと3.6%減少し、34gのごみが減量されています。

(3) 旧計画の目標達成状況

旧計画は、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までを計画期間としており、達成目標を次のとおり設定していました。

達成目標	減量化目標	家庭系ごみ	30%（平成 14（2002）年度比）
		事業系ごみ	30%（平成 14（2002）年度比）
	資源化目標	家庭系ごみ	40%

旧計画の達成状況は、次のとおりです。

	基準値	実績値						R1時点の達成状況	目標値
	H14	H26	H27	H28	H29	H30	R1※	達成率(%)	R2
1 ごみ総排出量 (t/年)	101,278	76,566	76,690	75,989	74,973	73,782	73,867	98.1	72,436
排出原単位 (g/人・日)	1,255	932	929	923	910	898	898	96.1	863
2 家庭系ごみ排出量 (t/年)	73,561	55,811	56,741	56,123	55,040	54,459	54,491	97.3	53,036
排出原単位 (g/人・日)	912	679	687	682	668	663	663	95.3	632
原単位の減量化率 (%)	—	25.5	24.5	25.2	26.8	27.3	27.3	88.9	30.0
3 事業系ごみ排出量 (t/年)	27,717	20,755	19,949	19,866	19,933	19,323	19,376	100.1	19,400
排出原単位 (g/人・日)	343	253	242	241	242	235	235	98.3	231
排出量の減量化率 (%)	—	25.1	28.0	28.3	28.1	30.3	30.1	100.3	30.0
4 総資源量 (t/年)	11,685	18,754	18,739	18,287	18,471	18,423	18,714	87.4	21,416
資源化率(%)	15.9	33.6	33.0	32.6	33.6	33.8	34.3	85.0	40.0
5 ごみ焼却量 (t/年)	88,683	55,943	56,050	55,771	55,222	54,201	53,998	95.9	51,774
6 最終処分量 (t/年)	10,798	6,057	6,149	5,945	5,697	5,440	5,633	104.8	5,902

※R1は、計画策定時点の速報値

(4) ごみの減量化・資源化に向けた本市の現状と課題

ア 国・県の目標と本市の現状

国は、平成30（2018）年6月に策定した「第4次循環型社会形成推進計画」の中で、県は、平成29（2017）年3月に策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」の中で取組指標や目標値を定めて計画の推進に取り組んでいます。

本市の減量化目標の現状については、家庭系ごみの減量化率は、令和元（2019）年度が27.3%（速報値）で、平成27（2015）年度以降、増加傾向です。事業系ごみは、令和2（2020）年度末の減量化目標を達成していますが、平成30（2018）年度実績において、市民1人1日当たりの排出原単位は、県内19市で2番目に多くなっています。

資源化目標については、平成24（2012）年度をピークに減少傾向が続き、令和元（2018）年度は、34.3%（速報値）であり、令和2（2020）年度末の資源化目標の40%に届いていません。

イ 他の自治体との比較

本市の現状と課題を把握するために、類似自治体、東京都多摩地区及び近隣市と比較をし、主な相違点を抽出しました。

ウ ごみの発生量及び処理量の見通し

ごみの発生量及び処理量の見通しについては、「人口ビジョン」による将来人口から、本市のごみ総排出量を現在の1人1日当たりのごみ量が続いたと仮定し、将来予測を推計しました。ごみ総排出量は、微減傾向で推移していくものと予想されますが、令和7（2025）年12月に稼働予定の新たなごみ中間処理施設での本市における処理可能量と比較すると減量が足りないことが分かります。

エ ごみ処理の課題

(ア) ごみの減量

ごみ処理の課題として、家庭系ごみについては、もえるごみの大半を占める生ごみについて、更なる減量化・資源化を推進することが課題となっています。生ごみの水切りやごみの分別の徹底を呼び掛ける必要があります。事業系ごみ排出量は、本市の総排出量の約25%を占めていることから、内容物検査の実施などにより不適正排出の監視を強化する必要があります。

食品ロスの削減については、令和元（2019）年10月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び令和2（2020）年3月の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づいて、市民一人一人が当事者意識をもって取り組んでいく必要があります。

(イ) 資源化の促進

資源化の促進について、紙類を中心に回収量が逡減しています。もえるごみへの混入率が高い紙類（特に雑がみ）、プラスチック製容器包装及びせん定枝の分別を徹底するほか、新たな資源化品目の選定なども検討する必要があります。

(ウ) 中間処理及び最終処分量の削減

令和7（2025）年12月に稼働予定の新たなごみ中間処理施設で中間処理を行うことになることから、施設の安定した処理のために、ごみの排出量を抑制する必要があり、新たなごみ中間処理施設では、焼却残渣の全量資源化を行う予定です。

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的な考え方

本計画は、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

ア 現状の詳細な分析と課題の整理

現状を分析することにより、ごみの減量や資源化に向けた課題を明確にします。

イ 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

法の趣旨にのっとり、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市が一体となった食品廃棄物の発生抑制を図ります。

ウ ごみ処理や資源化の明確な目標の設定

廃棄物を取り巻く社会情勢を踏まえ、排出量などの詳細な統計分析を行うとともに、将来の本市の廃棄物のあるべき姿を明確にし、適正な目標を設定します。

エ 家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

ごみの減量（リデュース、リユース）を推進し、廃棄後はより多くの品目が資源化（リサイクル）される取組を、市民の利便性を保ちながら推進します。

オ 事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

排出事業者の自己処理に委ねるだけでなく、市と収集運搬許可業者を加えた三者で協働し、更なるごみの減量や資源化を推進します。

カ ごみ出しの負担軽減に向けたより良い収集方法の検討

超高齢社会への対応や、子育て世代などのごみ出しの負担軽減を図るため、現行の収集体制のメリット及びデメリットを精査し、より良い収集方法を検討します。

キ SDGs の達成を目指した取組

SDGs における次のターゲットに重点的に取り組みます。

12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

(2) 基本目標及び達成目標

本計画では、具体的に本市を「循環型都市」としていくために、「未来へつなげる循環型都市の実現～Go ごみニマム*シティ あつぎ～」を基本目標として設定します。

基本目標

未来へつなげる循環型都市の実現
～Go ごみニマムシティ あつぎ～

* ごみニマムとは、「ごみ」と「ミニマム（最小）」を合わせた造語です。ごみゼロの目標は難しくても、ミニマム（最小）を目指していくことを表した言葉です。

達成目標

減量化目標 家庭系ごみ 50%（平成 14（2002）年度比）

事業系ごみ 50%（平成 14（2002）年度比）

資源化目標 家庭系ごみ 40%

～進め減量！！ GoGo（5050）大作戦～

旧計画では、家庭系ごみの減量化目標については、家庭から排出されるごみと資源の総量の減量を目標としていました。本計画では、資源を除いた1人1日当たりのごみだけの量を減量化目標とします。

本計画の基本目標「未来へつなげる循環型都市の実現」を達成するため、また、令和7（2025）年12月稼働に向けて整備が進められている新たなごみ中間処理施設の焼却能力（226 t/日、55,078 t/年）を確実に満たすために、達成目標を設定します。

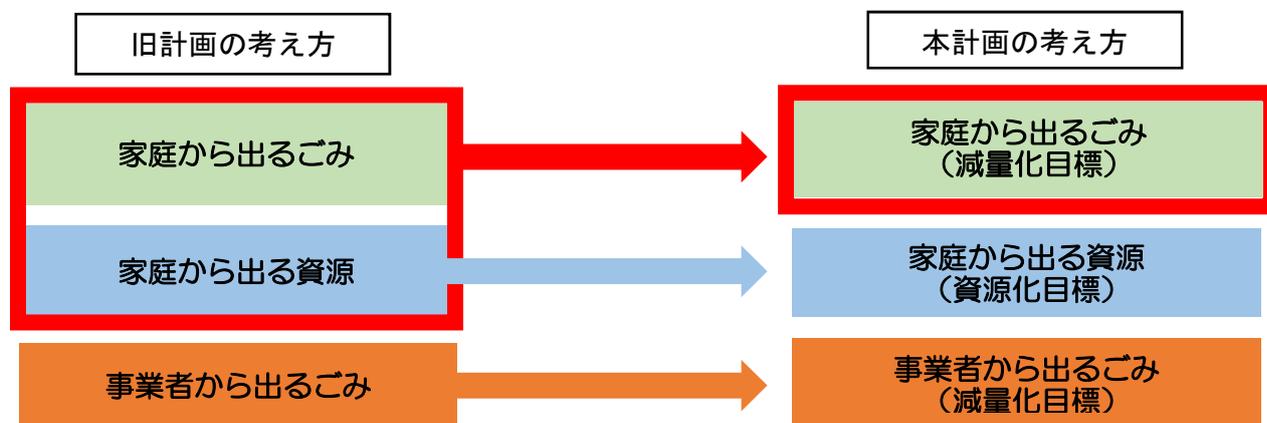


図 達成目標の考え方

家庭系ごみは、旧計画では家庭から排出されるごみと資源の総量を減量化目標の対象としていましたが、本計画においては、家庭から排出されるごみのみを減量化目標の対象とします。また、事業系ごみは、旧計画と同様に事業者から排出されるごみの総排出量を減量化目標とします。家庭系ごみの資源化率は、旧計画の目標値が未達成であることから、本計画も同様の資源化率を目標とします。

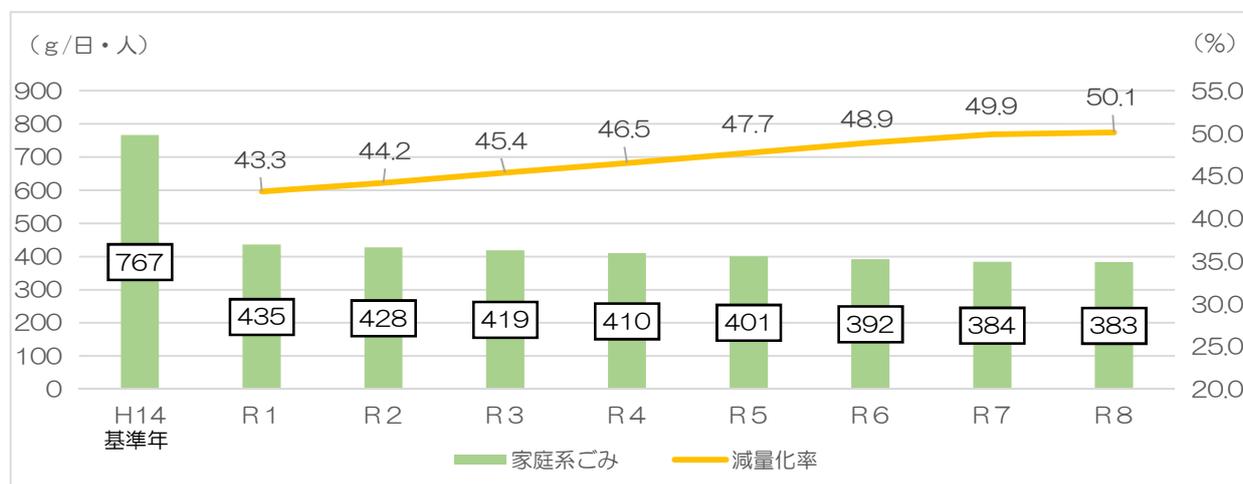


図 家庭系ごみの年度ごとの目標値

家庭系ごみの達成目標は、平成14（2002）年度比50%を目標とし、383g/人・日を目標値とします。令和元（2019）年度の速報値が435g/人・日であることから、目標達成には、52g/人・日の減量をする必要があります。減量化率で見ると、令和元（2019）年度は、43.3%であることから、6.7%の減量化をする必要があります。

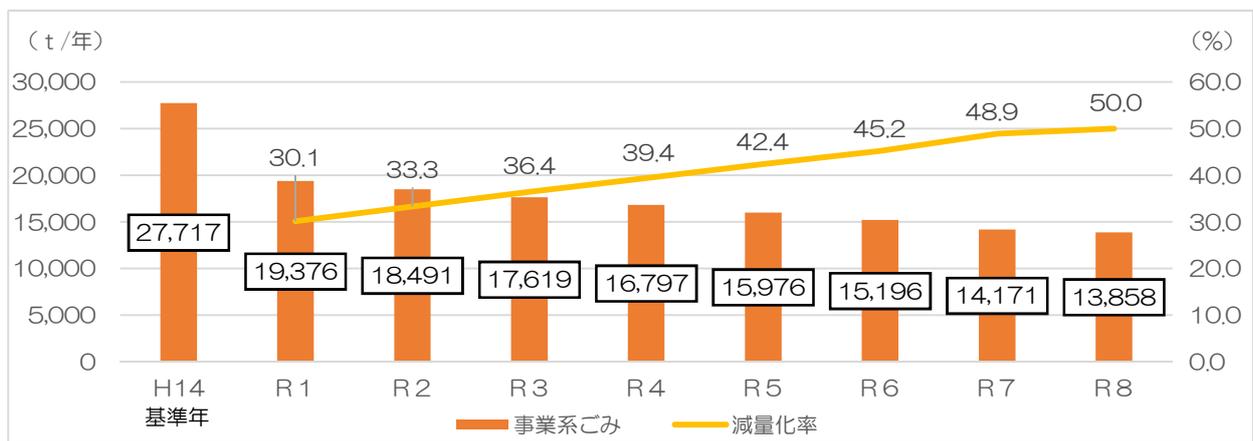


図 事業系ごみの年度ごとの目標値

事業系ごみの達成目標は、平成14（2002）年度比50%を目標とし、13,858 t/年を目標値とします。令和元（2019）年度の速報値が19,376 t/年であることから、目標達成には、5,518 t/年の減量をする必要があります。減量化率でみると、令和元（2019）年度は30.1%であることから、19.9%の減量化をする必要があります。

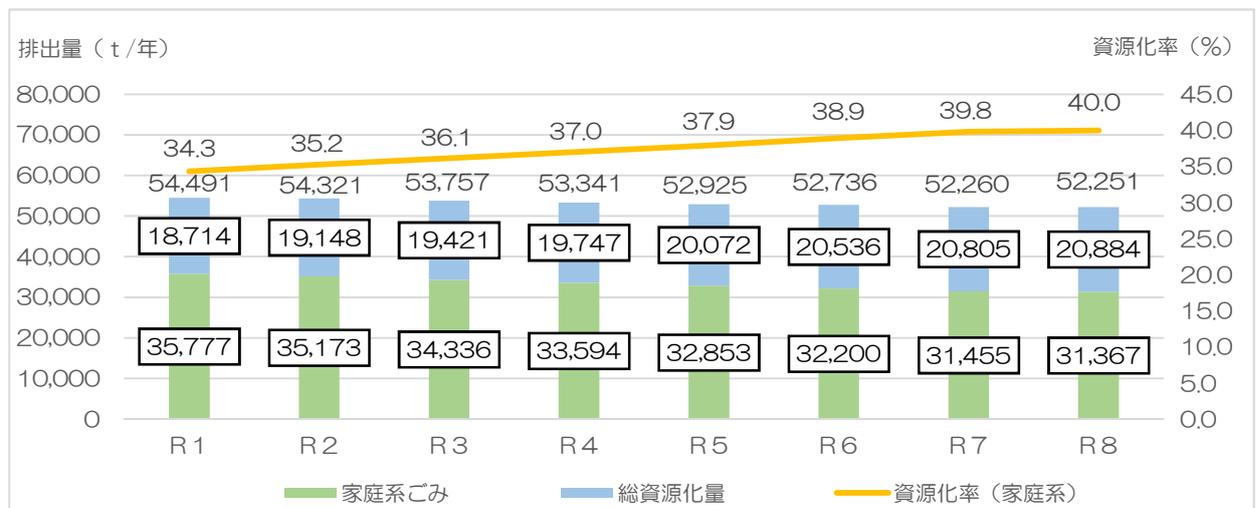


図 総資源化量及び資源化率の年度ごとの目標値

家庭系ごみの資源化目標は、40%を目標とします。資源化率は、家庭系ごみに占める総資源化量の割合であることから、年度ごとの家庭系ごみの排出抑制を行いながら、総資源化量を増加させていく必要があります。資源化率でみると、令和元（2019）年度は、34.3%であることから、更なる資源化をする必要があります。

(3) 基本方針

基本目標及び達成目標の実現に向けて、四つの基本方針とそれぞれに対する実施方針を定め、それを踏まえた具体的な施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ	3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化
基本方針Ⅱ	事業系ごみの更なる減量化・資源化
基本方針Ⅲ	安定的なごみ処理体制の確立
基本方針Ⅳ	市民協働による計画の推進

3 計画の実現のための施策

(1) 目標実現に向けた実施方針

四つの基本方針を実現するために、基本方針のそれぞれに対する実施方針を定めます。

(2) 計画を進めるための具体的な施策の展開

本計画の基本目標、基本方針及び実施方針を踏まえた上で、それを達成するための具体的な施策を展開します。

施策の体系図

基本目標	基本方針	実施方針
未来へつなげる循環型都市の実現	<p>基本方針Ⅰ 3Rの推進による 家庭系ごみの 減量化・資源化</p> 	<p>I-1 ごみの発生抑制の推進</p> <p>I-2 生ごみの減量化・資源化</p> <p>I-3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進</p> <p>I-4 せん定枝の資源化の推進</p> <p>I-5 新たな品目の資源化の推進</p> <p>I-6 家庭系ごみの有料化の検討</p>
	<p>基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる 減量化・資源化</p> 	<p>II-1 事業系ごみの排出抑制</p> <p>II-2 多量排出事業者への指導及び情報提供</p> <p>II-3 食品ロスの削減</p> <p>II-4 紙類の更なる資源化</p> <p>II-5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導</p>
	<p>基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理 体制の確立</p> 	<p>III-1 新たなごみ中間処理施設の整備</p> <p>III-2 資源化センターの在り方に関する検討</p> <p>III-3 戸別収集を含めた収集方法の検討</p>
	<p>基本方針Ⅳ 市民協働による計画 の推進</p> 	<p>IV-1 環境教育及び環境学習の充実</p> <p>IV-2 不法投棄防止のための地域との協働</p> <p>IV-3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化</p>

具体的な施策・取組

①ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発	②ごみの組成分析の実施及び結果の見える化	③ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し
①生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発	②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発	③生ごみを資源化することの検討
①プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発	②雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発	
①せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進	②資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施	
①製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討	②紙おむつの資源化の検討	③新たな資源化品目の調査・検証
①有料化による効果と市民負担の検証	②有料化によるごみ排出量の変化の分析とシミュレーション	
①排出者責任の遵守徹底	②事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	③中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備
①多量排出事業者への訪問による指導の徹底	②減量化・資源化に関する講習会の実施	
①食品ロス削減月間における周知・啓発	②食品ロス削減の取組の更なる推進	③商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施
①収集運搬許可業者への周知・啓発	②紙類の資源化手法の情報提供	
①内容物検査の実施による監視体制の強化	②内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底	
①新たなごみ中間処理施設の整備の着実な推進		
①資源化センターに関する課題の抽出と方向性の検討		
①超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し	②もえるごみの戸別収集の段階的な拡大	③完全戸別収集の課題及び方向性の検証
①環境センターなどを利用した環境学習の充実	②学校などにおける環境教育・環境学習の充実	
①地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施	②不法投棄をさせない環境づくりの推進	
①ごみ対策協議会との連携の更なる強化	②自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上	



実施方針Ⅰ－1 ごみの発生抑制の推進

【具体的な施策・取組】

① ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発

ごみの発生抑制のために、冷蔵庫の中身を定期的を確認する、分別を徹底してごみとして排出しない、レジ袋が有料化されたことからエコバックを活用する、マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用するなど、誰でも気軽に実践できることを、機会を捉えて周知・啓発を行い、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。

② ごみの組成分析の実施及び結果の見える化

ごみの組成分析を継続的に実施し、もえるごみの中の食品ロスや資源の混入など問題点を抽出します。また、ごみの発生抑制については、実践しても効果が実感できないこと、結果が分かりづらいことなどが課題であることから、分析結果を市ホームページや広報あつぎなどを利用して公表することにより、結果を見える化するとともに、排出者意識の向上を図ります。

③ ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し

ごみの発生抑制や、排出者意識の向上を図るため、現在のもえるごみという呼称について、アンケート結果を基に、「資源とごみの正しい出し方」の改定の時期などに合わせ見直しを行います。併せて、もえるごみ以外についても、発生抑制につながるような呼称への見直しを検討します。

実施方針 I - 2 生ごみの減量化・資源化

【具体的な施策・取組】

① 生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発

生ごみの減量化には、食材などを買うときに使い切れる分だけ購入すること（使いキリ）、必要な量だけ作り、残さず食べること（食べキリ）、野菜くずはできるだけ濡らさず、捨てる前に水をしっかりと絞ること（水キリ）の「3つのキリ」が大切です。これらは、食品ロスの直接廃棄、食べ残し、過剰除去にもつながるため、生ごみの「3つのキリ」について、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

② 生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発

令和2（2020）年1月から補助対象を拡大したことにより、生ごみ処理機の購入費補助制度を利用する人は増加傾向ですが、アンケート結果では、制度自体を知らないと回答した割合が55%であることが分かっています。そのため、制度の認知度をより上げるために、更なる周知・啓発を行います。

③ 生ごみを資源化することの検討

生ごみは、現在、もえるごみとして処理をしていますが、生ごみに含まれる野菜くずなどの食品廃棄物は、堆肥やエネルギーとして資源化することも可能です。アンケートの結果でも、生ごみの資源化を検討することについて「賛成である」、「どちらかというとな実施した方がよい」と回答した割合が合わせて66.9%となっています。生ごみを分別回収し資源化することについて、先進事例の状況も踏まえて検討します。

実施方針Ⅰ－3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進

【具体的な施策・取組】

① プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発

 のついているプラスチック製容器包装や製品プラスチックなど、プラスチックごみの種類や分別の仕方を理解していただくために、様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、資源化を推進します。

② 雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発

紙類は、もえるごみの中に約30%混入しており、その中でも雑がみは、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分でもないため、雑がみの種類や資源となることについて、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

また、雑がみを対象とした、回収時に利用可能な媒体を活用し資源化を推進します。

実施方針Ⅰ－4 せん定枝の資源化の推進

【具体的な施策・取組】

① せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進

せん定枝をもえるごみから徹底的に排除するため、現在の申込制の戸別収集による収集に加え、集積所での収集地域の拡大を検討するなど、せん定枝の更なる資源化を推進します。

② 資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施

せん定枝を資源化した堆肥を、環境センターで無償配布していることについて、より一層の周知・啓発を行います。また、環境センター以外で、安定的に配布が可能な場所を検討し、拡大を図ります。

実施方針 I - 5 新たな品目の資源化の推進

【具体的な施策・取組】

① 製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討

令和2（2020）年度から、モデル地区で行っている製品プラスチックの資源化の結果を検証し、拡大に向けて検討します。また、令和4（2022）年度以降の国の動向を注視していきます。

② 紙おむつの資源化の検討

紙おむつは、もえるごみとして焼却していますが、資源として回収し、処理することでパルプとして再生利用することができます。紙おむつを資源として回収する方法や資源化できる施設の調査など、資源化に向けて検討します。

③ 新たな資源化品目の調査・検証

資源化目標を達成するため、現在の資源化品目の更なる資源化を推進した上で、他自治体や先進事例などの取組を参考に、新たな資源化品目の資源化に向けて調査・検証します。

実施方針 I - 6 家庭系ごみの有料化の検討

【具体的な施策・取組】

① 有料化による効果と市民負担の検証

有料化を実施することによるごみの減量化の効果と、市民の応分の負担とのバランスについて検証します。

② 有料化によるごみ排出量の変化の分析とシミュレーション

既に有料化を実施している自治体の導入前後のごみ排出量の変化を分析するとともに、本市で実施した場合のごみ排出量の変化のシミュレーションを行います。



実施方針Ⅱ－１ 事業系ごみの排出抑制

【具体的な施策・取組】

① 排出者責任の遵守徹底

アンケート結果から、事業者の排出者責任について、「法律の規定を含め、十分に認識している」と回答した割合は61.9%であり、約40%は十分に認識できていません。排出者責任の遵守徹底を図るため、認識が不十分な排出事業者に対し、廃棄物の排出者責任の原則を再認識していただき、それを全うする立場にあることを自覚していただくとともに、自主性を伴って遂行することを促します。

② 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

令和7（2025）年12月の稼働を目指して、新たなごみ中間処理施設の整備を現環境センターの北側で進めており、整備には多額の経費が掛かります。その経費の応分の負担をしていただくこと、また、ごみの減量化・資源化を更に推進するために、事業系一般廃棄物処理手数料を見直します。

③ 中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備

国や県等における減量化施策や適正処理についての情報提供を積極的に行うとともに、パンフレット「事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について」などを用いて、周知・啓発を行い、環境を整備します。

実施方針Ⅱ－２ 多量排出事業者への指導及び情報提供

【具体的な施策・取組】

① 多量排出事業者への訪問による指導の徹底

多量排出事業者に対し、事業系廃棄物等適正処理指導員が廃棄物減量等計画書などに基づくヒアリングや排出状況の現地確認を行い、事業系ごみの減量化・資源化や適正処理について、改善策の助言を行います。また、改善が見られない場合には、更に必要な指導及び勧告を行います。

② 減量化・資源化に関する講習会の実施

多量排出事業者の廃棄物管理責任者に対し、多量排出事業者であると自覚させること、また、拡大生産者責任の考え方や事業系一般廃棄物の排出についての指導及びアドバイスを行うため、収集運搬許可業者も含めた講習会を実施し、減量化・資源化を推進します。

実施方針Ⅱ－3 食品ロスの削減

【具体的な施策・取組】

① 食品ロス削減月間における周知・啓発

毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、年間を通して市民、事業者に向けて食品ロスの削減をPRするために、横断幕などを作成し、周知・啓発を行います。

② 食品ロス削減の取組の更なる推進

一部の小・中学校で行っている食品廃棄物の資源化事業を、その他の公共施設に拡大するとともに、民間事業者の食品廃棄物の回収について、モデル事業としての実施を検討するなど、食品ロスの削減の取組を更に推進します。

③ 商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施

商工会議所や商店会連合会などと連携し、3010運動を始めとした食品ロス削減のための取組を行っている飲食店や小売店舗、食品製造業などについて、店舗の認定制度や表彰などを通して、市ホームページなどを活用した周知などを行います。

実施方針Ⅱ－4 紙類の更なる資源化

【具体的な施策・取組】

① 収集運搬許可業者への周知・啓発

収集運搬許可業者に対し、許可更新の時期などの機会を捉えて、改めて段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類の資源化の推進についての周知・啓発を行います。

② 紙類の資源化手法の情報提供

資源となる紙類について、もえるごみとして環境センターで処分する事業者が多くあります。そうした事業者に対して、紙類を処理する業者を適切に案内するなど、紙類のリサイクルルートの情報提供を行います。

実施方針Ⅱ－5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

【具体的な施策・取組】

① 内容物検査の実施による監視体制の強化

年間を通して事業系一般廃棄物の内容物検査を実施し、監視体制を強化するとともに、当該廃棄物の適正処理及び資源化を推進します。

② 内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底

収集運搬許可業者から提出された搬入確認リストにより、不適正廃棄物の混入があった排出事業者を特定し、立入調査を行った上で指導や処分を行うとともに、収集運搬許可業者には、不適正搬入についての指導や持ち帰りの指示を行います。

また、直接搬入業者に対しても同様に、立入調査、指導、処分を行います。



実施方針Ⅲ－１ 新たなごみ中間処理施設の整備

【具体的な施策・取組】

① 新たなごみ中間処理施設の整備の着実な推進

新たなごみ中間処理施設は、令和7（2025）年12月の稼働を目標に、現環境センターの北側の5.5haの敷地で整備が進められています。厚木愛甲環境施設組合を支援し、その整備を着実に推進します。整備に当たっては、SDGs、環境問題などが学べる新たな環境教育・環境学習の場として利用できる施設を目指します。

実施方針Ⅲ－２ 資源化センターの在り方に関する検討

【具体的な施策・取組】

① 資源化センターに関する課題の抽出と方向性の検討

資源化センターについて、施設などの老朽化に伴う建て替え又は移転、既存設備の大規模改修など、それぞれの課題を抽出し、今後のリサイクルの動向を踏まえながら方向性を検討します。

実施方針Ⅲ－３ 戸別収集を含めた収集方法の検討

【具体的な施策・取組】

① 超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し

現在のごみ集積所を利用した収集方法における、ごみ出しの負担感（集積所までの距離や、雨の日のごみ出しなど）を踏まえ、高齢者、障がい者、子育て世代など様々な世代に適応した収集方法の見直しを行います。また、高齢者世帯などの方を対象にした「愛の一声ごみ収集事業」についても、引き続き実施します。

② もえるごみの戸別収集の段階的な拡大

モデル地区での収集実績やアンケート結果などから課題を抽出するとともに、実施したことによるメリット・デメリットを検証し、課題を解決しながら、もえるごみの戸別収集を段階的に拡大します。

③ 完全戸別収集の課題及び方向性の検証

もえるごみの戸別収集の結果などを基に、収集に伴う車両などの設備、人員、処理施設の整備などの課題を抽出するとともに、集積所での問題点（カラスや猫などによる散乱、持ち込み・持ち去り、分別マナーなど）を抽出し、それを解決しながら、資源を含めた完全戸別収集の方向性を検証します。



実施方針Ⅳ－１ 環境教育及び環境学習の充実

【具体的な施策・取組】

① 環境センターなどを利用した環境学習の充実

自分たちが出したごみや資源がどのように収集され、処理されているかをより分かりやすく学習・体験できるように、環境センターや新たなごみ中間処理施設などを利用した環境学習を充実します。

② 学校などにおける環境教育・環境学習への充実

環境活動に主体的に参画できる人材の育成のためには、子どもの頃からの環境教育・環境学習の体験が重要となることから、学校や家庭、地域などが協力して実施する環境教育・環境学習を支援します。

実施方針Ⅳ－２ 不法投棄防止のための地域との協働

【具体的な施策・取組】

① 地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施

不法投棄多発場所の状況（頻度や時間帯など）を把握し、地域と協働した見守りによる未然防止や、時間帯を絞ったパトロールを強化し、早期発見に努め、不法投棄の迅速な処理を行います。

② 不法投棄をさせない環境づくりの推進

不法投棄多発場所などに監視カメラや看板設置など物理的な対応を行うとともに、市民などに向けた意識啓発を行い、地区の自治会などと協働して不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

実施方針Ⅳ－3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

【具体的な施策・取組】

① ごみ対策協議会との連携の更なる強化

様々な団体の代表者から構成されるごみ対策協議会の各部会（ごみ再利用推進部会、ごみ減量推進部会、広報啓発推進部会）の個々の活動を共に行うことで、更なる連携を図ります。

② 自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上

地域美化活動や清掃活動など、自治会連絡協議会などの関係団体が実施する活動には、多くの市民の参加が不可欠です。自治会への加入促進などを行うことにより、参加者の増加を図るとともに、団体の活動を支援し、市民の環境意識の向上を図ります。

(3) 各主体の役割

本計画では、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市の役割を次のように定めます。

ア 市民（滞在者を含む。）の役割

市民は、ごみの排出について、自分ごととして考え、自覚と責任を持つことが大切です。ごみの発生抑制を最優先したライフスタイルを目指すため、食品ロスの削減を意識し、 unnecessaryな物は買わない、再生品を活用する、分別を徹底して資源となるものをごみとして出さないなど、ごみの減量化・資源化への取組を積極的に行いましょう。

イ 環境保全等活動団体の役割

環境保全等活動団体は、市民、事業者及び市と連携し、環境教育・環境学習の実施や参加、美化活動の実施など、環境の保全等に寄与する活動を積極的に行いましょう。また、ネットワークを通じて、環境問題やその改善に向けた取組を広げていきましょう。

ウ 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があるため、ごみの発生・排出抑制、食品ロスの削減、資源の徹底した分別・処理を行いましょう。また、生産者が製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の考え方にに基づき、ごみの発生抑制、再利用及び再生利用に取り組みましょう。

エ 市の役割

市は、自らが率先してごみの減量化・資源化を推進する必要があります。また、市民、環境保全等活動団体、事業者の活動を支援するとともに、ごみ減量化・資源化に関する情報提供や環境教育・環境学習の実施、各種施策の充実、安定的な収集方法の見直しなど、的確な施策を立案、実施します。

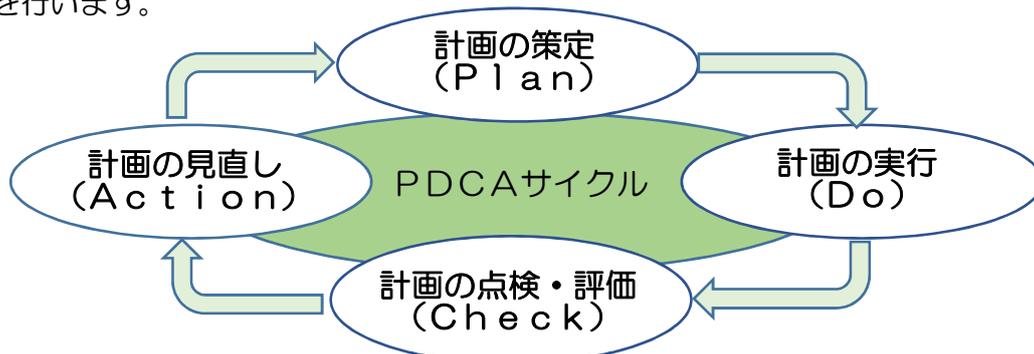
4 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の効果的な推進に向けて

本計画を推進するために、必要な情報を広く提供します。また、各主体の役割を理解するとともに、情報の共有や意見交換など連携を図ります。

(2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて内容の見直しなどを行います。



ア 計画の策定 (Plan)

本計画に基づき、単年度ごとの発生量や処理量の見込み、施策・取組などを定めた一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定します。

イ 計画の実行 (Do)

本計画に基づき、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を十分に理解し、また、連携及び協働してごみ処理に向けた取組を行います。

ウ 計画の点検・評価 (Check)

目標達成状況、施策の進捗状況、各主体の取組状況、一般廃棄物を取り巻く社会情勢の変化などの把握に努めるとともに、本計画の目標達成に向けた取組、進捗状況及び達成状況などを厚木市環境審議会が点検・評価を行います。

表 本計画の達成目標値

目標	単位	現状値	現状値 取得年度	目標値					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
家庭系ごみの減量化目標	%	43.3	R1	45.4	46.5	47.7	48.9	49.9	50.1
事業系ごみの減量化目標	%	30.1	R1	36.4	39.4	42.4	45.2	48.9	50.0
家庭系ごみの資源化目標	%	34.3	R1	36.1	37	37.9	38.9	39.8	40.0

表 第10次厚木市総合計画の目標値

指標名	単位	把握・算出方法	現状値	現状値 取得年度	目標値					
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	57.3	R2	61	65	69	73	77	80
ごみの減量を意識している市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	66.9	R2	70	73	76	80	85	90
資源の分別を意識している市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	97.4	R2	97.8	98.2	98.6	99	99.5	100
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g	家庭系ごみ総排出量÷365（うるう年は366）÷人口	438	H30	419	410	401	392	384	383
事業系ごみの排出量	t	事業系ごみ総排出量	19,323	H30	17,619	16,797	15,976	15,196	14,171	13,858

エ 計画の見直し (Action)

目標の達成状況、施策の展開状況や、国、県の動向などを踏まえ、毎年、適正に進捗管理を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第3章 生活排水処理基本計画（P96～P112）

1 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）に分けられます。公共下水道と合併処理浄化槽は、この生活排水すべてを処理することができますが、くみ取便槽や単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、生活雑排水は処理することができないため、水質汚濁の大きな要因となっています。

本市の生活排水処理は、公共下水道を中心に行っています。市街化区域内の公共下水道普及率は、現在 99.9%に及んでいますが、市街化調整区域においては、整備が進んでいません。

本市では、この市街化調整区域の公共下水道整備区域以外に現存する、くみ取便槽や単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換をする場合に、その工事費用の一部を補助する制度を設けています。

(2) 生活排水処理の課題

市域を流れる河川は、市民生活に密接に関わっています。市民の良好な生活環境を確保するためには、河川の水質保全を図ることが重要です。市域の河川の水質はおおむね環境基準値の範囲内を保っていますが、より良い水辺環境を次の世代へ引き継ぐためには、更なる生活排水処理率の向上が課題となります。

- ア 生活排水処理率の向上
- イ 公共下水道の整備
- ウ 合併処理浄化槽の整備

2 計画の基本的な考え方

(1) 策定の基本的な考え方

河川・海などの公共用水域の水質汚濁の主な原因は、一般家庭から排出される生活排水にあることから、生活排水を適切に処理することは、健全な水環境を保全する上で極めて重要であり、そのためには、公共下水道の整備、くみ取便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することが必要と考えます。

また、公共用水域の水質の保全及び処理施設の負担軽減に向けた生活雑排水の抑制や適正な維持管理など意識啓発活動についても取り組む必要があります。

(2) 基本目標及び達成目標

第10次厚木市総合計画では、環境におけるまちづくりの望ましい環境像として「環境に優しく、自然と共生するまち」を基本政策に掲げています。

一般廃棄物処理基本計画を構成する生活排水処理基本計画では、総合計画を支える個別計画として、次のとおり基本目標を掲げ、生活排水処理対策に取組めます。

基本目標

良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止



達成目標

生活排水処理率 令和8年度目標値 94.5%

(3) 基本方針

基本目標を具現化するため、次のとおり基本方針を定め、生活排水処理を推進します。

(1) 公共下水道整備の推進

厚木市汚水処理整備計画（アクションプラン）に基づき整備を推進します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

3 計画実現のための施策

(1) 具体的な施策

基本目標及び基本方針を実現するため、次のとおり具体的施策を定めます。

(1) 公共下水道

- 施策1 公共下水道整備の推進
- 施策2 公共下水道の利用促進

(2) 合併処理浄化槽

- 施策1 合併処理浄化槽の普及促進
- 施策2 合併処理浄化槽の適正な維持管理

(3) 収集・運搬

- 施策1 収集・運搬の体制

(4) 中間処理・最終処分

- 施策1 衛生プラントの適正な管理・運営
- 施策2 脱水汚泥等の処分

(5) 啓発事業

- 施策1 情報提供の充実

(2) 施策の体系

基本目標	達成目標	基本方針	具体的な施策
<p>良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止</p>	<p>生活排水処理率 94.5 % 【目標年次】令和8年度</p>	<p>(1) 公共下水道整備の推進</p> <p>(2) 合併処理浄化槽の普及促進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>	<p>公共下水道</p> <p>施策 1 公共下水道整備の推進</p> <p>施策 2 公共下水道の利用促進</p>
			<p>合併処理浄化槽</p> <p>施策 1 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>施策 2 合併処理浄化槽の適正な維持管理</p>
			<p>収集・運搬</p> <p>施策 1 収集・運搬の体制</p>
			<p>中間処理・最終処分</p> <p>施策 1 衛生プラントの適正な管理・運営</p> <p>施策 2 脱水汚泥等の処分</p>
			<p>啓発事業</p> <p>施策 1 情報提供の充実</p>

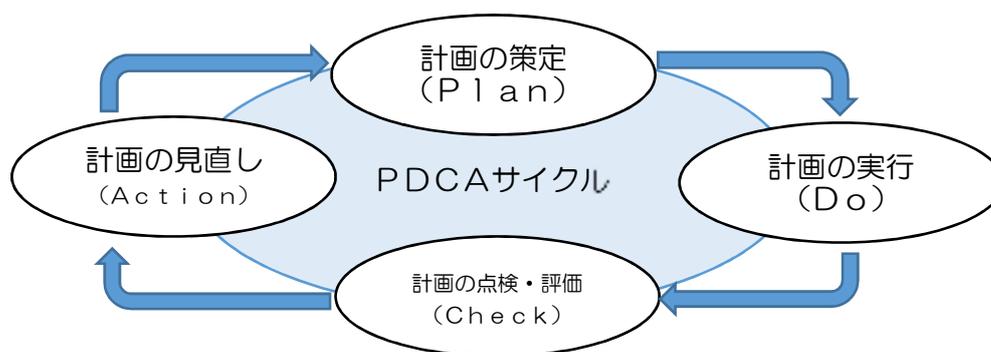
4 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の効果的な推進に向けて

本計画を推進するために、必要な情報を広く提供します。また、国や県などと連携し積極的に事業を進めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて内容の見直しなどを行います。



用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般家庭から日常生活に伴って生じる家庭系ごみと、事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの、し尿や浄化槽汚泥などのこと

【か】

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する装置のこと

原単位

市民1人1日当たりの排出量のこと、排出量（g）を人口（人）と年間日数（日）で除した数値

戸別収集

集積所を利用した収集でなく、1軒1軒戸別に収集する方法

ごみ総排出量

年間収集量と年間直接搬入量と集団回収量を合計した排出量

ごみニマム

ごみとミニマム（最小）を組み合わせた造語

【さ】

最終処分場

廃棄物の最終処分を行う施設のこと。廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されますが、最終処分は、埋立が原則とされています。

雑がみ

新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のこと。具体的には、お菓子の箱、包装紙、ティッシュペーパーの外箱、タバコの箱、封筒など

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同施行令第2条で規定されている燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物

焼却^{ざんさ}残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に残る焼却灰や飛灰（細かい粒子上の灰を集塵装置で捕集したもの）の総称のこと

食品ロス

「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本全国で、年間612万tあると言われています。

3R（スリーアール又はサンアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称で、この優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方

製品プラスチック

プラスチック製容器包装以外で、プラスチックでできている商品のこと

せん定枝

家庭から出る木の枝（葉が付いているものも可）、落ち葉、雑草のこと

【た】

脱水汚泥

し尿や浄化槽汚泥を脱水機で脱水して塊となった状態の汚泥のこと

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する装置のこと

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること

【な】

生ごみ処理機

日常的に生じる食べ残し及び調理くずなどの食品廃棄物を、電力などによる加熱乾燥及び微生物の働きなどにより減量化、資源化させる機器のこと

【は】

排出者責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で定められていて、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

プラスチック製容器包装

商品を入れたもの（容器）や包んでいるもの（包装）で、中身を取り出したり使用したりした後に不要になるプラスチック製のもの

【ら】

Recycle（リサイクル）

再生利用のことで、ごみを正しく分別して、資源として再生利用すること

Reduce（リデュース）

発生抑制のことで、不必要な物を買わない、物を大切に使うなど、ごみを減らすこと

Reuse（リユース）

再使用のことで、いらなくなった物を譲り合うなど。使える物は繰り返し使うこと